

別表第十三 石綿の飛散の状況の監視方法(第五十九条関係)

(平一九規則二五・全改、平二六規則三二・一部改正)

工事の区分	監視の方法
<p>一 石綿含有建築物解体等工事に該当するもの (除去、封じ込め又は囲い込みの作業の箇所が局所であって、知事が認める石綿の飛散防止方法によるものを除く。)</p>	<p>工事の開始前、石綿の除去、封じ込め又は囲い込みの作業の施工中及び工事終了後において、付表に定めるところによりそれぞれ一回以上(当該作業の施工の期間が六日を超える場合、当該期間の六日ごとに一回以上、二区画以上の区画にわたって行われる場合、区画ごとに一回以上)大気中における石綿の濃度を測定し、その結果を記録し、これを三年間保存する方法</p>
<p>二 一以外のもの</p>	<p>解体又は改修工事の現場内において目視によって粉じんの飛散の状況を監視し、その結果を記録し、これを三年間保存する方法</p>

付表

<p>測定位置</p>	<p>工事の場所の敷地の境界線のうち、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺四方向の場所</p>
<p>測定方法</p>	<p>次に掲げる方法のうち、石綿の種類(クリソタイル、トレモライトその他の石綿の種類をいう。)に応じて適切であると認められるもの</p> <p>一 大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)第十六条の二及び第十六条の三第一号の規定に基づき、環境大臣が定める石綿に係る濃度の測定法の例による方法</p> <p>二 十分な精度を有するものとして知事が別に定める方法</p>